

所長補佐

7月1日より娘婿の孝志洋平が就任。私の後継者としての準備を開始する。新日本監査法人(東京)で5年、さくら税理士法人・渦潮監査法人で約3年の実務経験。人柄・能力等は心配していない。後は実地に体験するしかない。私や大寺会計士が応援するつもりです。ご支援の程よろしくお願ひします。



(竹内)

平成28年度税制改正 ～グリーン投資減税関連～

グリーン投資減税(エネルギー環境負荷低減推進税制)は、CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に役立つ設備の民間投資を促す目的で、平成23年度税制改正において創設されたものです。具体的には、対象設備の取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除(中小企業者等のみ)の選択適用ができることとなっています。

この点、平成28年度税制改正において、対象設備の見直し等がなされ、適用期間が平成30年3月31日まで延長されました。

例えば、太陽光発電設備については、これまで売電用設備を対象としていましたが、改正後は自家消費型設備(固定価格買取認定を受けていないもので、出力10キロワット以上)のみが対象となります。

その他の改正点としては、風力発電設備の100%即時償却制度は廃止(特別償却や税額控除のみ存続)。車両関係では、①電気自動車専用急速充電設備等が制度の対象から除外、②プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車は、税額控除が対象外となり特別償却のみの適用となる、等があります。

これらの改正は平成28年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

(大寺)

7月の税務

- | | |
|---|---|
| 1 所得税の予定納税額の納付(第1期分) 納期限…8月1日 | 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…8月1日 |
| 2 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7月15日 | 8 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…8月1日 |
| 3 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日 | 9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…8月1日 |
| 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月11日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付) | 10 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…8月1日 |
| 5 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…8月1日 | ※ 税理士法施行65周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行 |
| 6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…8月1日 | |

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 平成28年8月22日(月)

場 所 ホテルクレメント徳島

内容等詳細は、さくら通信8月号でご案内させていただきます。



被保険者賞与支払届について



事業主が従業員(被保険者)に賞与を支払った場合は、「被保険者賞与支払届」及び「被保険者賞与支払届総括表」を、支払った日から5日以内に年金事務所等にご提出していただくこととなっています。提出漏れがございますと、従業員の方の年金額に影響を及ぼすことになります。また、支給が無い場合も報告が必要ですのでご注意ください。当事務所に提出を依頼される事業主様は、「被保険者賞与支払届」等が届きましたらご連絡下さい。

保険料の計算式(被保険者負担分)は、下記のとおりになります。

支払賞与額(1,000円未満切り捨て)×保険料率

社会保険料	5.09%
介護保険料(該当者)	0.79%
厚生年金保険料	8.914%

(西谷)

●● リスク管理体制の確立 ●●

リスク委員会

リスク管理体制を確立させる具体策について簡潔にまとめます。

まず、リスク未然防止のための全社的潜在リスクの洗い出しの実施です。社内に潜在するリスク要因の多様さを認識させ、リスク意識を高めるとともに、防止策に取り組みさせます。そのうえで、全社的なリスク管理対応能力を高める「リスク管理マニュアル」を作成しますが、社員のだれもが迅速で正しい判断と行動が取れるよう、「必要なこと」と「必要でないこと」を明確に示すことが重要です。幹部社員にはリスク管理の知識と意識を高める継続的な「リスク管理セミナー」を実施し、ちょっとした判断ミス・連絡ミス・対応ミスが大きなリスクを招いてしまうことを自覚させます。

また、初期対応の判断ミス防止策としての継続的な「シミュレーショントレーニング」を実施し、どう判断し、どう行動すべきか、ケースごとに具体的に習得させます。

さらには、経営トップのマスコミ対応を高める定期的な「メディアトレーニング」を実施し、マスコミ関係者への正しい応答の仕方を理解してもらいます。

リスクマネジメント(事前対応策)で大切なことは、予測できる、あるいはその逆に予測できない事態が起きたときの対処法を考えておくことです。

例えば、

- ・ **リスク管理マニュアルの整備**
 - ・ **全社的なコンセンサスの統一**
 - ・ **責任窓口の明確化**
- など、リスクが発生しても対応できる体制をつくっておくことが必要となるのです。

さらに、リスク管理マニュアル通りにうまく事が運ぶとは限らないので、マニュアルで想定できなかった事態が起きることも認識しておかなければならないでしょう。

リスクマネジメントを効果的に実施するためには、

- ◇ 従業員のリスクに対する感性が敏感となるよう教育・啓発を行う
- ◇ 当初は小さな事故・事件と判断される場合も大事件に発展することもあるので、事故発生の場合には、極力情報を収集し、重大性を意識して対応する
- ◇ 事故が発生した場合、地元住民・行政・マスコミにすべてを隠さず情報公開する

などが求められます。

リスクマネジメントを実効性あるものとするためには、適切な方法と頻度で評価・検証することも重要となります。

また、社会情勢の変化や他社事例なども是・改善のための有力な情報源となり、今では、大手監査法人が企業の社会的責任(CSR)の支援サービスが拡充されています。

次号は『リスクコミュニケーション』を掲載予定です。

(さくらビジネス)

●● 経営事項審査等の注意点 ●●

建設係

1) マイナンバー(個人番号)の記載のある書類について

提出書類にマイナンバーは不要です。提出や原本の提示が必要な書類については、マイナンバーを隠した上でコピーした書類の提出または提示をしてください。

なお、法人番号についてはそのまま申請しても問題ありません。

2) 解体工事業の新設について

平成28年6月1日より、解体工事業の許可が新設されることに伴い、経営審査でも解体工事業を申請できるようになります。様式も一部新しくなり、6月1日以降に申請される際はご注意ください。

(岸上)

- 11日 一括有期事業開始届
 <概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>
 (労働基準監督署)
 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>(年金事務所)
 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)
 労働保険料の納付(郵便局または銀行)
 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)
- 15日 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

- 8月1日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月～6月分>(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- ※ 全国安全週間(1日～7日) 勤労青少年の日(第3土曜日)

資産税係

●●○ 減価償却の改正 ○●○

【改正の内容】

平成28年度税制改正により、建物附属設備および構築物の減価償却方法について定率法が廃止されました。すなわち、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物については定額法によることになります。

個人は、平成28年分の所得税から、法人は、平成28年4月1日以後終了する事業年度から適用されます。

【資本的支出の取扱】

既存の建物附属設備・構築物に対して平成28年4月1日以後に行われた資本的支出については、以下の取り扱いとなります。

原則 (法令55条1項)	新規資産の取得とみなして定額法適用
合算の特例① (同条2項) の適用について	平成19年3月31日以前に取得された旧定額法または旧定率法が適用されている建物附属設備・構築物に対して行われた資本的支出については、それが平成28年4月1日以後に行われたものであっても、既存の建物附属設備・構築物の取得価額に資本的支出の金額を加算して、一体として旧償却方法で償却計算する特例(法令55条2項)の適用も認められます。
合算の特例② (同条4項) の適用について	定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例(資本的支出を行った事業年度の翌事業年度の期首に既存の資産の帳簿価額と資本的支出の帳簿価額を合算した金額を取得価額とする1つの減価償却資産を取得したとみなして償却する特例)の適用は認められません。

すなわち、これまで定率法で減価償却を行ってきた建物附属設備や構築物に、平成28年4月1日以後に資本的支出(改良工事等)を行った場合には、その資本的支出についても「定額法」により減価償却を行わなければならないため注意が必要です。

(坂田)

医療係

●●○ 医業でも使える生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止 ○●○

設備投資減税は、当初の期限通り、平成28年度に支援措置を縮減し、平成29年4月1日以後、廃止することが決定しました。

対象設備

A. 先端設備

- ⇨旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

<対象>

- 機械・装置(限定なし)
 - 器具・備品(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー(※)など)
 - 建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)
 - 稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(※)
- (※)サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

- ⇨事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象>

機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法>

申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経済産業局が確認

	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日以後
特別償却	50%特別償却	廃止
(うち建物、構築物)	25%特別償却	
税額控除	4%税額控除	
(うち建物、構築物)	2%税額控除	

A 先端設備のうち、ソフトウェアには診療所用カルテシステムや病院向け(歯科専門病院向け)電子カルテシステムで該当するものがあります。(一般社団法人情報サービス産業協会ホームページ参照) (後藤)

〇〇〇 原価計算と管理会計について⑮ ~活動基準原価計算(ABC)②~ 〇〇〇

今回は、活動基準原価計算(ABC)の具体的な計算方法を解説いたします。

ある会社では、製品Aと製品Bを製造しています。各種データについては表1の通りとします。

ここで、直接作業時間を間接費の按分基準として伝統的な原価計算をすると、それぞれの製品1個あたり原価は表2の通りとなります。

他方、この会社の製造間接費の詳細(表3)から、各費用に関して主として発生する要因となる活動を把握して(表4)、それぞれの費用を関連する活動を基準に按分して原価を計算すると、表5の通りとなります。

それでは、計算結果を比較してみます。

伝統的な原価計算では、製品A、Bいずれも1個あたり850円で製造できるようになっています(表2)。しかし、この計算においては、製造間接費を直接作業時間のみで按分しているため、直接作業とは相関関係のない経費の発生を正確に原価に反映することができません。

そこで、ABCを用いて計算してみると、1個あたり原価は製品Aが700円、製品Bは1,600円と計算されます(表5)。つまり、製品Bは機械での作業、製品の検査、梱包、配送について製品Aよりかなり手間暇がかかっているという点が考慮された原価を計算することができるわけです。この点は、製造間接費が原価の多くを占める場合に、より適切な原価を把握することができ、ひいては製品の適切な価格設定ができるという利点に繋がります。例えば、伝統的な原価計算では製品A、Bいずれも原価850円となるため、売価を1,000円と設定してしまうと、製品Bが売れる→手間暇がかかるので原価が増える→どれだけ売っても利益が出ない、ということになりかねません。

このように、ABCを利用して、製品ごとにどの程度手間暇がかかっているのかを適切に原価に反映させることで、利益管理にも役立つ情報を得ることができます。

(孝志洋)

表1 基礎データ

	製品A	製品B	間接費	合計
製造量(個)	10,000	2,000		12,000
直接材料費(円)	1,000,000	200,000		1,200,000
直接労務費(円)	5,000,000	1,000,000		6,000,000
製造間接費(円)			3,000,000	3,000,000
直接作業時間(時間)	10,000	2,000		12,000

表2 伝統的原価計算 (単位:円)

	製品A	製品B
材料費	1,000,000	200,000
労務費	5,000,000	1,000,000
経費	2,500,000	500,000
合計	8,500,000	1,700,000
1個あたり原価	850	850

表3 製造間接費の詳細(単位:円)

①電気代	750,000
②品質検査費	750,000
③製品梱包・配送費	1,500,000

表4 活動内容 (単位:時間)

	製品A	製品B	合計	按分率
①機械作業時間	10,000	20,000	30,000	25円
②検査時間	10,000	20,000	30,000	25円
③梱包・発送準備時間	10,000	20,000	30,000	50円

表5 活動基準原価計算 (単位:円)

	製品A	製品B
材料費	1,000,000	200,000
労務費	5,000,000	1,000,000
光熱費	250,000	500,000
品質検査費	250,000	500,000
製品梱包・配送費	500,000	1,000,000
合計	7,000,000	3,200,000
1個あたり原価	700	1,600

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワークキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 (株)さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL: 088-625-2556
 FAX: 088-654-1181